

千葉県

精神障害のある方が安心して自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を目指して

千葉県では、障害福祉圏域（13圏域）毎に保健・医療・福祉・当事者・行政等による協議の場を設置し、各圏域の実務者会議で検討を重ね、代表者会議で検討した取組方針を受け、地域の実情に応じた取組をすすめていくこととしています。

引き続き関連施策として、精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業、相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）事業、精神障害者ピアサポート専門員養成研修事業、社会復帰促進事業（地域障害者交流会）、障害者グループホーム等支援事業（県単独事業）、中核地域生活支援センター事業（県単独事業）、精神科救急医療整備事業等を展開予定です。

1 自治体の基礎情報

取組内容

千葉県



取組内容

- 千葉県総合支援協議会
- 精神障害者地域生活支援専門部会
- 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- 精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業
- 相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）事業
- 千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修事業
- 社会復帰促進事業（地域障害者交流会）
- 障害者グループホーム等支援事業
- 中核地域生活支援センター事業
- 精神科救急医療システム整備事業 など

基本情報（自治体情報）

※政令市（千葉市）を除く

障害保健福祉圏域数（R5年4月時点）	15	か所		
市町村数（R5年4月時点）	53	市町村		
人口（R5年7月時点）	5,296,181	人		
精神科病院の数（R5年4月時点）	44	病院		
精神科病床数（R5年4月時点）	11,011	床		
入院精神障害者数 （R4年6月時点）	合計	9,539	人	
	3か月未満（％：構成割合）	1,701	人	
		17.8	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	1,378	人	
		14.4	％	
1年以上（％：構成割合）		6,460	人	
		67.7	％	
	うち65歳未満	2,536	人	
	うち65歳以上	3,924	人	
退院率（R元年度時点）※千葉市含む	入院後3か月時点	67.8	％	
	入院後6か月時点	82.2	％	
	入院後1年時点	89.4	％	
相談支援事業所数 （R5年4月時点）	基幹相談支援センター数	47	か所	
	一般相談支援事業所数	120	か所	
	特定相談支援事業所数	519	か所	
保健所数（R5年4月時点）	15	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R4年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R5年4月時点）	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	15 / 15	か所/障害圏域数
	市町村（R5年4月時点）	有	43 / 53	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要①（全体）

1. 精神障害のある方が、安心して自分らしく暮らすことを目指し、「千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を官民協働により推進していきます。

①障害保健福祉圏域ごとに、地域特性に応じた以下の事業を実施します（選択制）。

- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業（R4年度実績：7/13圏域）
- ・ピアサポートの活用に係る事業（R4年度実績：9/13圏域）
- ・入院中の精神障害者の地域移行に係る事業（R4年度実績：6/13圏域）
- ・精神障害者の家族支援に係る事業（R4年度実績：10/13圏域）
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業（R4年度実績：11/13圏域）
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業（R4年度実績：2/13圏域）
- ・普及啓発に係る事業（R4年度実績：8/13圏域）
- ・その他、地域特性に応じ必要とされる事業（R4年度実績：4/13圏域）

②障害保健福祉圏域ごとに、地域ニーズに応じた事業を検討・評価する以下の会議体を開催します。

- ・代表者会議（年1回程度）
- ・実務者会議（月1回程度）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要②（全体）

2. 県では、以下の関連施策を継続実施します。

①精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業（R4年度実績：24病院認定）

地域移行・地域定着支援に協力的な病院を認定していきます。

②相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）事業（R4年度実績：45名終了）

障害のある人やその家族等からの相談に応じる相談支援従事者等を対象に、国より必須とされている研修以外の専門的研修等を行うことにより、相談支援従事者の専門的知識の取得、スキルアップ等を目指していきます。

③障害者ピアサポート専門員養成研修事業（R4年度実績：21名終了）

自らの当事者性を活かしながら他の当事者を支援する「ピアサポート専門員」を養成し、研修終了後に雇用されることを目指していきます。

④社会復帰促進事業（地域障害者交流会）（R4年度実績：2回開催延65名参加）

当事者、企業、障害福祉関係団体職員等を対象とし、情報共有や社会参加の機会創出を目指していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要③（全体）

2. 県では、以下の関連施策を継続実施します。（つづき）

⑤障害者グループホーム等支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障害者グループホーム等支援ワーカーを配置し、グループホーム等のバックアップ体制を強化し、その量的拡充と質的向上を図り、グループホーム等で暮らす障害者の生活の質の向上と、施設入所者、在宅障害者等のグループホーム等を利用した地域生活への移行の促進を目指していきます。

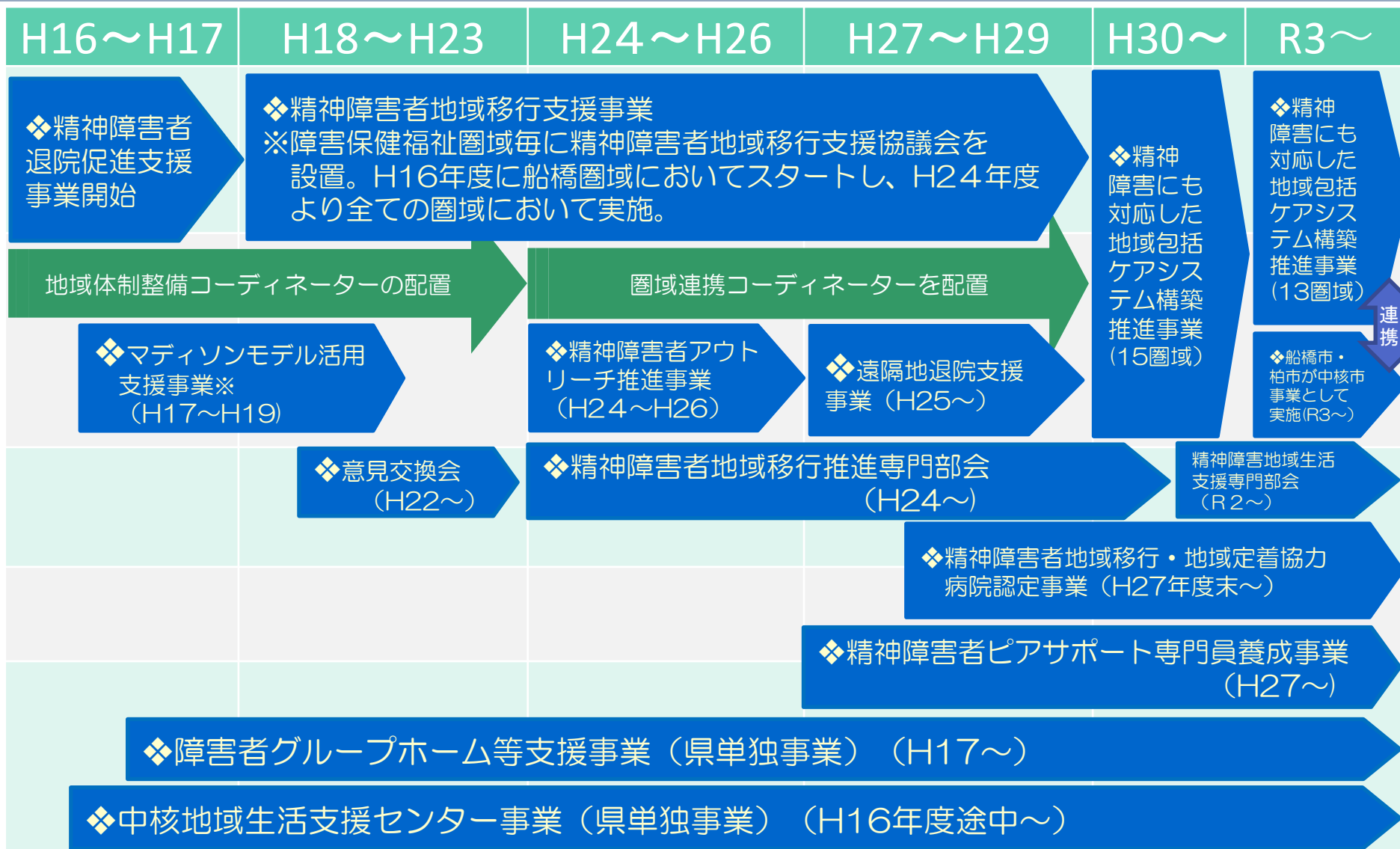
⑥中核地域生活支援センター事業

障害保健福祉圏域ごとに、子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、中核地域生活支援センターを設置し、24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート・福祉の総合相談・権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図っていきます。

⑦精神科救急医療システム整備事業

精神症状の急激な悪化等の緊急時における適切な医療の機会を確保できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」により、夜間休日の精神医療相談に応じ、精神科救急医療を提供する医療機関相互間の連携を確保するための体制整備を図っていきます。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けた取組の経緯（抜粋）



※「マディソンモデル活用支援事業」…米国ウィスコンシン州のデー郡成人精神保健システムをモデルとした、千葉県単独の「障害のある方がその人らしく地域で暮らせる社会を作ること」を目的とした事業。クラブハウス、クライシスハウス、ACT、就労支援コーディネーター等の社会資源について、モデル圏域で創設した。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<令和3年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①障害保健福祉圏域ごとに、代表者会議を設置し、開催する。	13圏域	13圏域	県障害者福祉推進課、精神保健福祉センター、保健所、市町村、受託事業所が連携し、取組を継続することができた。
②障害保健福祉圏域ごとに、実務者会議を設置し、開催する。	13圏域	13圏域	
③各圏域で前年度まで行ってきた取組を継続する。	13圏域	13圏域	

<取組例>

- 精神科病院職員や地域関係職員を対象とした、地域移行制度等についての研修会の開催
- ピアサポーターによる関係職員や学生等を対象にした体験談の発表
- 圏域内の社会資源を紹介する動画やリーフレットを作成し、関係機関へ配布
- 地元不動産業者との交流や空き部屋等についての情報交換会の実施
- 事例検討会の実施 など

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 関連事業で醸成された障害者に対する地域生活支援体制の土壌
2. 障害保健福祉圏域ごとに設置された会議体(代表者会議・実務者会議)

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
各圏域の取組状況にばらつきがある	設置された会議体が機能し、取組が推進されるように、県は受託事業所や保健所職員等への支援(研修や情報共有及び意見交換の場の開催等)を行う。	行政	受託事業所と協働で事業を実施する。
		医療	事業実施に主体的に協力する。
		福祉	事業の主旨を理解し、地域課題やニーズに応じた事業展開を図る。
		その他関係機関・住民等	事業実施に主体的に協力する。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和5年度末)	見込んでいる成果・効果
① 県主催の圏域連携コーディネーター会議の活用	0回開催	年2回程度開催予定	研修や意見交換を行い、受託事業者や保健所職員のスキルアップを図り、取組推進を目指す。
②			
③			

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
通年	各圏域における取組の推進	実務者会議で検討を重ね、代表者会議で決定した取り組みを新たに推進する。
9月、2月頃	圏域連携コーディネーター会議の推進	県は、各圏域連携コーディネーター、保健所職員を対象とした会議を開催し、情報共有や意見交換、研修を行う。